

1

2019年10月から 新しい制度がスタート。 年金額が少ない人は 給付金が受け取れる

公的年金制度に2019年10月から新しい制度が導入されました。年金を含む所得が一定基準以下の人を対象に、生活支援を目的として年金の上乗せを行なう「年金生活者支援給付金」制度です。

その一つである「老齢年金生活者支援給付金」では月額5000円が給付されます。給付金の対象者になるには、次の3つの支給要件を満たすことが条件です。夫婦2人とも要件を満たしていれば、それぞれが給付金をもらえます。国民年金保険料を納めた期間などによって、支給額が少なくなることもあります。

●支給要件

- ① 65歳以上で老齢基礎年金を受給していること。
- ② 同一世帯の全員、市町村民税が非課税であること。
- ③ 前年の公的年金の収入額と、ほかで得ている所得の合計が87万9300円（老齢基礎年金の満額）以下であること。

「年金生活者支援給付金」制度には、ほかに「遺族年金生活者支援給付金」「障害年金生活者支援給付金」があります。支給要件を満たしていれば、それぞれ給付金が受け取れます。給付額は、遺族と障害等級2級の場合は月額5030円。障害等級1級の場合は月額6288円が目安になります。扶養親族などの人数によって増額があります。

「年金生活者支援給付金」は、2019年4月1日時点で給付の要件を満たしている人には、手続きに必要な書類が届いているので、返送すれば翌月から給付が開始します。2年目からの手続きは原則不要です。